

## Ⅱ ⑤ 代表質疑（質問）における非交渉会派の取扱いについて

検討趣旨	本会議における代表質疑（質問）について、非交渉会派についても認めるのかどうか検討する。				
現 状	現在、本会議における代表質疑（質問）については、交渉会派の代表制により行っており、非交渉会派については認めていない。				
根拠法令	<p><b>【京都市会会議規則】</b></p> <p>第37条 会議に付する事件は、第97条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、市会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>第90条 議員は、市の一般事務につき、執行機関に質問することができる。</p> <p>2 質問者は、会議の前日までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>3 第1項の質問は、日程を終わった後に行う。ただし、市会の同意を得た場合は、この限りでない。</p>				
論 点	<p>①代表質疑（質問）について、非交渉会派についても認めるのかどうか。</p> <p>②認める場合は、どのようなルール（対象とする定例会、時間配分等）で行うのか。なお、テレビ中継については、一定の時間的制約がある。</p>				
参 考	<p><b>【京都市会における代表質問（質疑）の時間配分】</b></p> <p>5月定例会 会派基本時間 4分＋議員一人当たり 2.5分</p> <p>9月定例会 会派基本時間 34分＋議員一人当たり 3分</p> <p>11月定例会 会派基本時間 4分＋議員一人当たり 2.5分</p> <p>2月定例会 会派基本時間 34分＋議員一人当たり 3分</p> <p><b>【他都市の状況】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1753 1398 1984"> <tr> <td data-bbox="395 1753 699 1868">代表質疑（質問）を認める（8都市）</td> <td data-bbox="699 1753 1398 1868">札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、神戸市、岡山市（3人以上の会派）、福岡市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1868 699 1984">代表質疑（質問）を認めない（9都市）</td> <td data-bbox="699 1868 1398 1984">仙台市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市</td> </tr> </table> <p>※ 堺市及び広島市は、代表制を採っていない。</p>	代表質疑（質問）を認める（8都市）	札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、神戸市、岡山市（3人以上の会派）、福岡市	代表質疑（質問）を認めない（9都市）	仙台市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市
代表質疑（質問）を認める（8都市）	札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、神戸市、岡山市（3人以上の会派）、福岡市				
代表質疑（質問）を認めない（9都市）	仙台市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市				